

第4期雲南市農業委員会第27回総会議事録

1. 日 時 平成25年9月25日(水) 13:30～15:25

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター

3. 出席委員(29名)

1 番 内部武雄	2 番 永井尚二	4 番 渡部満憲	5 番 宇都宮敏章
6 番 日野一夫	8 番 竹下房子	10 番 竹内 勉	12 番 持田明典
13 番 高橋敬二	14 番 杉山正美	15 番 鳥谷悦雄	16 番 星野朝義
17 番 川上蘆求	18 番 嘉本輝雄	19 番 白築 進	20 番 白築美雄
21 番 山本博子	22 番 藤原克巳	23 番 白築 剛	24 番 青木征温
25 番 名原玲子	26 番 小田久義	27 番 藤原修至	28 番 高田 耕
29 番 加藤一郎	30 番 廣澤幸博	31 番 石橋義明	33 番 周藤寛洲
34 番 橋本 博	35 番 陶山直利	36 番 勝部有二	37 番 板持 庸

4. 欠席委員(5名) 3 番 錦織邦男 7 番 片寄健治 9 番 高島幹雄

11 番 狩野幹美 32 番 武田京子

遅刻届委員(3名) 4 番 渡部満憲 12 番 持田明典 20 番 白築美雄

早退届委員(1名) 25 番 名原玲子

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 主 査 景山修二
 副主幹 山中亜希子 副主幹 大塚雄彦
 農林振興課 小林洋二 内田和巳 藤原貴博
 国土調査課 陶山清男

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第158号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第159号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第160号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第161号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第162号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について
- ・議第163号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について

7. 議 事

発信者	議 事 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。

発信者	議 事 要 旨
事務局	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。
議 長	<p>ただ今から平成25年第27回総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は29名であります。欠席委員は3番錦織委員、7番片寄委員、9番高島委員、11番狩野委員、32番武田委員です。4番渡部委員、12番持田委員、20番白築委員から遅刻届が出ております。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第27回総会を開会いたします。</p>
議 長	本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、17番川上委員、18番嘉本委員を指名します。</p>
事務局	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・農地法第4条第1項第8号届出書（農業施設用地転用届）の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>それでは最初に、「議第158号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5ページをご覧ください。「議第158号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外7筆、地目は登記簿・現況とも田が2筆、登記簿・現況</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>とも畑が6筆で、農用地区域内が4筆、面積は、合計3,740㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「県外へ移住するため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり240,000円で、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で、農用地区域内、面積は156㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「耕作が出来なくなったため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「譲渡人からの要望による」ということです。土地代は10アール当たり150,000円で、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田で、農用地区域内、面積は900㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため、後継者に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は譲渡人と譲受人が親子ということであり、無償です。確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田と畑が1筆ずつで、農用地区域内が1筆、面積は合計3,302㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため、後継者に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は譲渡人と譲受人が親子ということであり、無償です。確認は〇〇委員です。</p> <p>以上4件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上4件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
3 3 番	<p>譲渡人は、10年前に県外から親の介護をするために帰られました。その後亡くなられ、再び県外へ出られることとなりました。譲受人は、県外から転入し〇〇町〇〇で□□□□氏の有機農業に共鳴し、現在□□□□でぶどう園60アールを栽培しておられます。家は借家住まいです。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございましたか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第158号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第158号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第159号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>8ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田、面積は合計9.96㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は急傾斜地の上にあり、高齢に伴い墓参が不便なため、申請地に移転する」とのことです。平成25年8月12日に農用地除外の許可が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも畑、申請面積は9.90㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は、法面の一部に崩壊の危険があり、また、高齢となり、墓地への往来及び永代管理を容易にするため、自宅近くである申請地へ新設する」とのことです。平成25年8月12日に農用地除外の許可が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑、現況雑種地、面積は43㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地進入路で、転用理由は、「現在の宅地進</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>入路が狭隘なため、申請地を進入路として利用したい」とのことです。始末書が提出されており、「平成8年頃より宅地進入路として利用してきた」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員さんです。農地区分・許可条項は2番と同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△ほか2筆、地目は登記簿、現況とも田で、申請面積は合計44.81㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり参道も一部崩壊し危険なため、申請地に移転する」とのことです。農用地区域外で確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は2番と同じです。</p> <p>以上、4件の申請についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>議事参与の制限に該当する、申請番号3番の案件がございますので、最初に議事参与に係る案件である申請番号3番を除く案件、申請番号1番、2番、4番について審議いただきます。ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
1 番	<p>申請番号4番について、3筆ありますが墓地、管理地は分かれていますか。</p>
事務局	<p>墓地、管理地は分かれています。〇〇町〇〇△△-△は進入路、△△-△は管理地、△△-△は墓地です。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第159号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」、申請番号3番を除く案件は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第159号農地法第4条の規定による許可申請について」、申請番号3番を除く</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	案件は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。
議 長	<p>それでは次に、議事参与の制限に係る申請番号3番についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、□□□□には、ご退席願います。</p> <p>(□□□□ 退席)</p>
議 長	事務局より説明がありましたが、確認された委員で補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。
16番	盆前に調べ物をしておられた際に、農地のままであることがわかってあわてて相談に来られて手続きをされた次第です。反省しておられます。よろしくお願いします。
議 長	<p>質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第159号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」、申請番号3番は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第159号農地法第4条の規定による許可申請について」、申請番号3番は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。□□□□にはご着席いただきます。</p> <p>(□□□□ 着席)</p>
議 長	それでは次に、「議第160号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	11ページをご覧ください。「議第160号農地法第5条の規定による許可申請について」です。

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は749㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は植林で、クヌギ120本を植えられます。転用理由は、「申請地は、急な傾斜地であり、土砂流出等災害防止のため、クヌギ120本を植林する」ということです。農用地区域外で、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。土地代は、10アール当たり667千円で確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・畑、現況・雑種地、面積は4.93㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇△△-△さんです。転用目的は宅地進入路です。転用理由は、「申請地は、自宅敷地に隣接しており、宅地進入路として利用する」ということです。始末書が提出されておりました、「昭和57年頃から宅地進入路として利用してきた」ということです。農用地区域外で、土地代は申請地が譲受人の自宅に隣接しており面積がわずかなことや、かなり前から使用されていたこと等から無償で、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は2筆合計73.9㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は墓地及び管理地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地が崩落したため、平らな申請地を譲り受け墓地及び墓地管理地を設けたい」ということです。平成25年8月12日に農用地除外の許可が出ておりました、土地代は10アール当たり405千円、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの2番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・畑、現況・雑種地、面積は66㎡です。権利の種別は使用貸借で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇県〇〇の□□□□さんです。転用目的は宅地進入路です。転用理由は、「隣接地に専用住宅を建設するにあたり、宅地進入路とする」ということです。始末書が提出されておりました、「平成20年より宅地進入路として利用してきた」ということです。土地代は親子間での使用貸借のため無償、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの2番と同じであります。</p> <p>以上4件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
16番	<p>今日は確認されました〇〇委員が欠席でございますので、代わって申請番号2番と4番につきまして、補足説明をします。申請番号2番について、譲受人の□□□□さんが墓地を計画さ</p>

発信者	議 事 要 旨
16番	<p>れ、調べられた際に申請地を宅地進入路として利用していたことが解った次第です。土地代の無償ですが、隣であり面積も少ないことから無償だそうです。次に申請番号4番についてですが、譲受人と譲渡し人は親子同士です。息子であります譲受人がこの度帰ってこられて家を建てられるそうです。家の建設に関して調べていたら、宅地進入路の手続きをされていないことが解り申請された次第です。2件の案件ご審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございませうか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
	<p>お諮りいたします。</p>
	<p>「議第160号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、「議第160号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第161号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書14ページ「議第161号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。</p>
	<p>15ページをご覧ください。今回の案件は4件申請されておりまして、全て〇〇町です。いずれの計画も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p>
	<p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町で協議をお願いします。14時25分までに、ご協議をお願いします。</p>

発信者	議 事 要 旨
	(14時10分から14時25分まで町ごとに協議)
議 長	会議を再開いたします。
議 長	先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、〇〇町より発表いただきます。
16番	妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第161号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第161号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第162号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>農林振興課より説明を求めます。</p>
農林振興課	<p>それでは、「議第162号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」を説明させていただきます。別添の農業振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。本日は、除外申請ということで、〇〇町31件、〇〇町4件、〇〇町11件、〇〇町8件、〇〇町3件、合計57件。この内追認案件13件について説明させていただきます。1つずつ説明はしますが、墓地、合併浄化槽、防火水槽、電気通信施設に係る案件につきましては詳しい説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>まず〇〇町です。資料6ページからをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は156㎡の内10㎡で墓地の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。☒</p>

発信者	議 事 要 旨
農林振興課	<p>面は19ページです。</p> <p>次に整理番号2番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は706㎡の内5㎡で合併浄化槽の案件です。事業計画者は雲南市長、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は21ページです。</p> <p>次に整理番号3番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は726㎡で資材置場の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は23ページです。この案件は既に資材置場になっており追認で処理させていただきます。</p> <p>次に整理番号4番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は1041㎡の内984㎡で事務所、車庫及び資材置場等の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は25ページです。この案件は既に資材置場になっており追認で処理させていただきます。</p> <p>次に整理番号5番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は1201㎡で事務所、車庫及び資材置場等の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は27ページです。この案件は既に資材置場になっており追認で処理させていただきます。</p> <p>次に整理番号6番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は724㎡の内250㎡で駐車場の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は29ページです。この案件は既に駐車場になっており追認で処理させていただきます。</p> <p>次に整理番号7番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は782㎡の内618㎡で農産物集積場等の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は31ページです。この案件は既に農産物集積場等になっており追認で処理させていただきます。</p> <p>次に整理番号8番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は507㎡の内151㎡で農産物集積場等の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は33ページです。この案件は既に農産物集積場等になっており追認で処理させていただきます。</p> <p>次に整理番号9番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は111㎡で宅地造成の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は35ページです。この案件は既に居宅等が建っており追認で処理させていただきます。</p> <p>次に整理番号10番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は14㎡で宅地造成の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は37ページです。この案件は既に居宅等が建っており追認で処理させていただきます。</p> <p>次に整理番号11番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、△△-△、△△-△、地目は田と畑、面積は551.01㎡で宅地造成の案件です。事業計画は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は39ページです。この案件は既に居宅等が建っており追認で処理させていただきます。</p> <p>次に整理番号12番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は146㎡で宅地造成の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は41ページです。この案件は既に居宅等が建っており追認で処理させていただきます。</p>

発信者	議 事 要 旨
農林振興課	<p>す。</p> <p>次に整理番号13番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は371㎡の内38.02㎡で防火水槽の案件です。事業計画者は雲南市長、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は43ページです。</p> <p>次に整理番号14番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、△△-△、地目は畑、面積は267㎡で駐車場の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は45ページです。この案件は、自家用車6台、来客用3台分の駐車場を確保しようというものです。</p> <p>次に整理番号15番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は24㎡の内4㎡で参道及び墓地管理地の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は47ページです。</p> <p>次に整理番号16番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は549㎡の内32.36㎡で防火水槽の案件です。事業計画者は雲南市長、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は48ページです。</p> <p>次に整理番号17番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は1314㎡の内9.99㎡で墓地の案件です。事業計画者は□□□□さん、1種農地で〇〇委員に確認をいただきしております。図面は50ページです。</p> <p>次に整理番号18番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、△△-△、地目は畑、面積は1392㎡の内498㎡で宅地拡張の案件です。事業計画者は□□□□さん、1種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は51ページです。この案件は、現在の自宅の東側の山が最近崩れ、また北側も土砂崩れの危険があるため、より安全な申請地に居宅を新築しようというものです。</p> <p>次に整理番号19番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は471㎡の内32.40㎡で防火水槽の案件です。事業計画者は雲南市長、1種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は53ページです。</p> <p>次に整理番号20番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、△△-△、地目は田、面積は3952㎡で宅地拡張の案件です。事業計画者は□□□□さん、1種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は55ページです。この案件は、申請者が申請地に現在の営業所（大東、出雲）を統合移転し運送業を営みたいという理由です。なお、運送業を営むためには事務所、休憩所、車両の駐車場を設けることが義務づけられており、また自動車運送事業法の規定において車両の申請許可に必要な道路幅員が決まっているため申請地が適していると思われれます。</p> <p>次に整理番号21番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は1854㎡の内400㎡で宅地拡張の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は57ページです。この案件は既に居宅、駐車場が整備されており追認で処理させていただきます。</p> <p>次に整理番号22番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は688㎡の内10㎡で墓地の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は59ページです。</p> <p>次に整理番号23番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は1071㎡の内38.24</p>

発信者	議 事 要 旨
農林振興課	<p>m²で防火水槽の案件です。事業計画者は雲南市長、1種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は60ページです。</p> <p>次に整理番号24番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は1577 m²の内200 m²で宅地拡張の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認を頂いております。図面は62ページです。この案件は、義父の農業後継者となる申請者が申請地に居宅と駐車を整備したいというものです。</p> <p>次に整理番号25番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は6848 m²の内85.02 m²で防火水槽の案件です。事業計画者は雲南市長、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は64ページです。</p> <p>次に整理番号26番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は95 m²で宅地拡張の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は66ページです。この案件は、現在の建具工場が狭くなったため隣接の申請地に工場を増築したいというものです。</p> <p>次に整理番号27番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は1750 m²の内186.49 m²で携帯電話用無線基地局の案件です。事業計画者は□□□□、1種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は68ページです。</p> <p>次に整理番号28番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は412 m²の内45.41 m²で防火水槽の案件です。事業計画者は雲南市長、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は70ページです。</p> <p>次に整理番号29番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は261 m²の内45.02 m²で防火水槽の案件です。事業計画者は雲南市長、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は72ページです。</p> <p>次に整理番号30番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は253 m²の内41.34 m²で防火水槽の案件です。事業計画者は雲南市長、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は74ページです。</p> <p>次に整理番号31番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は159 m²の内40.91 m²で防火水槽の案件です。事業計画者は雲南市長、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は76ページです。</p> <p>続きまして〇〇町です。資料83ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は175 m²の内40.54 m²で墓地9.99 m²及び管理地30.55 m²の案件です。事業計画者は□□□□さん、1種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は86ページです。</p> <p>次に整理番号2番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は961 m²の内500 m²で宅地拡張の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は88ページです。この案件は、居宅及び車庫を新築するものです。</p> <p>次に整理番号3番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は455 m²で宅地拡張の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は90ページです。この案件は、居宅及び車庫を新築するものです。</p> <p>次に整理番号4番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は65 m²で駐車場の案件で</p>

発信者	議 事 要 旨
農林振興課	<p>す。事業計画者は□□□□さん、2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は92ページです。この案件は、車の保有台数が増え、駐車場を整備したいというものです。</p> <p>続きまして木次町です。資料99ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、申請地は○○町○○△△-△、地目は畑、面積は252㎡の内10㎡で墓地の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は105ページです。</p> <p>次に整理番号2番、申請地は○○町○○△△-△、地目は畑、面積は229㎡の内10㎡で墓地の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は106ページです。</p> <p>次に整理番号3番、申請地は○○町○○△△-△、地目は田、面積は1807㎡の内37.83㎡で防火水槽の案件です。事業計画者は雲南市長、2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は107ページです。</p> <p>次に整理番号4番、申請地は○○町○○△△-△、地目は田、面積は617㎡で駐車場の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は109ページです。この案件は、参拝用の駐車場を整備したいというものです。</p> <p>次に整理番号5番、申請地は○○町○○△△-△、地目は田、面積は507㎡の内10㎡で墓地の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は111ページです。</p> <p>次に整理番号6番、申請地は○○町○○△△-△、地目は田、面積は507㎡の内497㎡で農業用施設の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は112ページです。この案件は既に農業用施設が建っており追認で処理させていただきます。</p> <p>次に整理番号7番、申請地は○○町○○△△-△、地目は田、面積は1224㎡の内190.12㎡で携帯電話用無線基地局の案件です。事業計画者は□□□□、2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は114ページです。</p> <p>次に整理番号8番、申請地は○○町○○△△-△、地目は畑、面積は436㎡の内33.31㎡で防火水槽の案件です。事業計画者は雲南市長、2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は116ページです。</p> <p>次に整理番号9番、申請地は○○町○○△△-△、地目は畑、面積は156㎡の内37.67㎡で防火水槽の案件です。事業計画者は雲南市長、2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は118ページです。</p> <p>次に整理番号10番、申請地は○○町○○△△-△、地目は田、面積は1204㎡の内530㎡で宅地拡張の案件です。事業計画者は□□□□さん、1種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は120ページです。この案件は、奥出雲町からの転居のため申請地に居宅と車庫を新築するというものです。</p> <p>次に整理番号11番、申請地は○○町○○△△-△、地目は畑、面積は179㎡の内34.55㎡で防火水槽の案件です。事業計画者は雲南市長、2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は122ページです。</p> <p>続きまして○○町です。資料129ページからご覧ください。</p>

発信者	議 事 要 旨
農林振興課	<p>整理番号1番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は722㎡の内404㎡で宅地拡張の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は134ページです。この案件は、家族が増えたため申請地に居宅を新築するというものです。</p> <p>次に整理番号2番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は18㎡で駐車場の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は136ページです。この案件は、車の保有台数が増え、駐車場を整備したいというものです。</p> <p>次に整理番号3番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は1338㎡の内64㎡で宅地拡張の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は138ページです。この案件は、申請地に車庫を新築するというものです。</p> <p>次に整理番号4番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は1699㎡の内522㎡で特別高圧送電線路の案件です。事業計画者は□□□□、1種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は140ページです。</p> <p>次に整理番号5番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は41㎡で道路拡張の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は142ページです。この案件は、道路が狭く利用上不便なため車両が進入できるように道路を拡張したいというものです。</p> <p>次に整理番号6番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は220㎡の内24.89㎡で墓地10㎡及び管理地14.89㎡の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は144ページです。</p> <p>次に整理番号7番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は840㎡の内25㎡で墓地10㎡及び管理地15㎡の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は145ページです。</p> <p>次に整理番号8番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は771㎡の内141.91㎡で携帯電話用無線基地局の案件です。事業計画者は□□□□、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は147ページです。</p> <p>続きまして〇〇町です。資料154ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は954㎡の内69.99㎡で携帯電話用無線基地局の案件です。事業計画者は□□□□、1種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は157ページです。</p> <p>次に整理番号2番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は畑、面積は388㎡の内10㎡で墓地の案件です。事業計画者は□□□□さん、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は159ページです。</p> <p>次に整理番号3番、申請地は〇〇町〇〇△△-△、地目は田、面積は128㎡で機械格納庫の案件です。事業計画者は□□□□、2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は160ページです。この案件は既に機械格納庫が建っており追認で処理させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>ただ今、農林振興課より説明がありましたが、農業振興地域整備計画変更については「地域農業対策委員会」において、事前確認・現地調査等行なっていただいております。</p> <p>したがいまして、地域農業対策委員会より、会議の状況等についてご報告願います。</p>
1 番	<p>それでは、先ほど農林振興課より説明のありました「農業振興地域の整備に関する法律に伴う農用地区域の変更」について、昨年度より地域農業対策委員会で事前に申請案件を協議することとなり、先般9月12日に地域農業対策委員会を開催しましたので、ご報告いたします。</p> <p>当日は、最初に申請案件の内容について、担当課よりそれぞれの町ごとに説明をいただき、変更要件であります、「代替する土地がなく」、「農作業の効率化を損なうこともなく」、「担い手或いは施設の有する機能に支障がなく」又、「国が行う事業或いは土地改良事業などが実施されていない」などを全て満たしているのか確認し、協議を行ないました。</p> <p>また、面積の大きい農地、或いは1種農地の中で、特に現地確認の必要があると思われる箇所は〇〇町〇〇で1件あり、現地確認を行いました。事務局から説明がありましたように墓地と電気通信施設・無線基地局を設置される案件が大半を占めております。</p> <p>それぞれの委員からは活発に意見等いただき、熱心に協議をいただきました。既に転用されており追認処理を行う案件等ありました。協議の結果、地域農業対策委員会としては、今回申請のありました案件全てについて、特に問題は無いものと判断しましたことをご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今説明をいただきましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p>
3 3 番	<p>防火水槽と携帯用無線基地局についてですが、今後の事務手続きがどうなるのか参考に教えてください。</p>
農林振興課	<p>市が設置する防火水槽ですが、除外申請は行います。ただし、土地収用法に該当するため転用申請は不要です。過去に地元で設置された防火水槽がありますが、除外申請、転用申請とも必要です。次に、携帯用無線基地局についてですが、転用申請は不要ですけど届出は必要です。</p>
2 9 番	<p>「地域農業対策委員会で協議した」とのことですが、総会に付託されていない議案を審議できるのでしょうか。流れを教えてください。</p>
1 番	<p>これまでも何回も同じようにやっておりましたが。</p>
事務局	<p>各委員会の役割を分担している中で、農業振興地域の整備に関する除外申請については地域農業対策委員会が対応することになっております。この議案につきましても運営委員会で協議をしてきたところです。</p>
2 9 番	<p>今回の総会がいけないというわけではないですが、議案ですので総会で付託されて、その後</p>

発信者	議 事 要 旨
29番	に委員会で協議し、次の総会で審議する流れが正しいと思います。次回までに整理してください。
33番	29番委員のおっしゃることは理解できますが、運営委員会でご検討ください。
議長	33番委員からも発言がありましたが、運営委員会に対応を検討してください。
議長	他にはございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
	お諮りいたします。
	「議第162号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第162号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告することに決定しました。
議長	それでは次に、「議第163号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」を議題とします。国土調査課より説明を求めます。
国土調査課	国土調査課の陶山です。よろしくお願ひします。
	それでは議案書の19ページからご覧ください。「議第163号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」です。
	20ページをご覧ください。登記簿上の地目が農地である土地の地目認定の報告書ですが、
	区域は〇〇地区で資料52ページに実施区域を掲載しております。1番目の農地を非農地とする土地についてですが、田が66筆で、畑が72筆です。調査の結果、田につきましては山林が37筆、原野が15筆、現地確認不能が14筆になりました。畑につきましては、山林が67筆、原野が3筆、墓地が1筆、現地確認不能が1筆となりました。現地確認不能は尾道松江線に関してのものです。3番目の地目別筆数面積変動表についてですが、調査前の田の筆は66筆、面積は2.40ha。また、調査前の畑の筆は72筆、面積は1.59haです。21ページに全体の地目別筆数面積変動表を掲載しておりますのでご覧ください。
	以上で説明を終わります。よろしくご審議願ひます。

発信者	議 事 要 旨
議 長	ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。
1 番	現地確認不能とはどのような内容のものですか。
国土調 査課	道路や川に含まれ、それぞれの筆界は調査を行わず、その両側の調査にとどめます。所有者が官地の場合や民地の場合があり、民地については希望により寄付登記を行いません。
1 番	なぜ、買収していない民地を寄付するのですか。
国土調 査課	買収はしていますが、登記がなされていないからです。
2 8 番	山林と原野の定義の違いは何ですか。
国土調 査課	原野は意思をもって植栽をしないもので、山林は植林を行ったものです。密度は関係ありません。原野は植物が人口的に生育していない土地で、認定は職員が指導書に基づき行いません。
2 8 番	所有者の意見で地目の認定を行なうこともあるのですか。木がまばらな状態でも山林とするのですか。また、将来のことを考えて山林に認定してもらえるのですか。
国土調 査課	約束はできませんが地主の話も聞いて行っています。ただし、地籍調査は補助事業でありまして2年で調査を終え3年で登記となりますので、植栽をすれば植栽をしてもらわないと困ります。あくまでも調査期間中に、土地がそのような現況になっていないと認定は難しいです。
3 3 番	地目別筆数面積変動表等調書に記載されている「官有荒蕪地」とはどのように読むのですか。
国土調 査課	わかりません。これまでこのような地目の取り扱いはありませんでした。
議 長	他に質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。
	「議第163号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」は、提案どおり了承として市長に報告することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第163号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について」は、提案どおり了承として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。</p> <p>なお、10月の総会は10月22日（火）午後1時30分から「木次町下熊谷交流センター」で開催いたします。</p>
議 長	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
議 長	<p>次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。</p> <p>【その他事項】</p> <p>(1)平成25年産米概算金について</p> <p>(2)利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査（農地パトロール）について</p> <p>(3)平成25年度農業委員会視察研修について</p> <p>(4)行政組織・機構の見直し(案)について</p> <p>(5)農地転用に係る権限移譲について</p> <p>(6)雲南市農業委員会選挙について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長

署名委員

署名委員